

「対外貿易法」

2004 年 7 月 1 日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

対外貿易法

中華人民共和国主席令 第十五号

《中華人民共和国対外貿易法》は、中華人民共和国第十回全国人民代表大会常務委員会第八回会議において、2004 年 4 月 6 日に改正し、可決した。ここに、改正した《中華人民共和国対外貿易法》を公表し、2004 年 7 月 1 日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2004 年 4 月 6 日

第一章 総 則

第一条 対外開放の拡大、対外貿易の発展、対外貿易秩序の維持、対外貿易経営者の合法的權益の保護、社会主義市場經濟の健全な發展を図るため、本法を制定する。

第二条 本法は、対外貿易及び対外貿易に関する知的財産權保護に適用する。本法が言う対外貿易とは、貨物輸出入と技術輸出入および国際サービス貿易を指す。

第三条 國務院対外貿易主管部門は、本法に基づいて全国の対外貿易を主管する。

第四条 国家は統一的対外貿易制度を制定し、対外貿易を奨励し、公平、且つ自由な対外貿易秩序を守る。

第五条 中華人民共和国は、平等互惠を原則とし、他国及び地域との貿易關係を促進し、發展させる。また、関税同盟協定、自由貿易区協定など地域經濟貿易協定を締結あるいは加盟し、地域經濟組織に加盟する。

第六条 中華人民共和国は、対外貿易面において、締結あるいは加盟する国際条約、協定に基づき、他の締結相手、加盟者に最恵国待遇、国民待遇などを与えるほか、互惠や対等などの原則に基づいて、相手側に最恵国待遇、国民待遇などを与える。

第七条 いずれかの国家あるいは地域が、貿易面において中華人民共和国に対し差別的な禁止、規制あるいはその他の措置を講じた場合、中華人民共和国は、状況によって、その国あるいは地域に対し、相応の措置を講じることができる。

第二章 対外貿易経営者

第八条 本法が言う対外貿易経営者とは、法に基づき、工商登録あるいはその他の開業手続きを行い、本法及びその他の関連法律、行政法規の規定に基づいて対外貿易經營活動に従事する法人、その他の組織あるいは個人を指す。

第九条 貨物輸出入あるいは技術輸出入の対外貿易経営者は、國務院対外貿易主管部門あるいはその委託を受けている機構に登録しなければならない。ただし、法律、行政法規及び國務院対外貿易主管部門が規定する登録不要の経営者は除く。登録方法は、國務院対外貿易主管部門が規定する。対外貿易経営者が、規定による登録をしない場合、税関はその輸出入貨物の申告を受理、通関手続きを行わない。

第十条 国際サービス貿易に従事するものは、本法及びその他の関連法律、行政法規の規定を遵守しなければならない。

海外工事の請負あるいは海外労務協力関係のあるものは、それに相応しい資格を持っていなければならない。具体的方法は国務院が規定する。

第十一条 国は一部の貨物の輸出入に対し国営貿易管理を行うことができる。国営貿易管理貨物の輸出入業務は、その権限を受けている企業でなければ、関連業務を行うことは出来ない；ただし、国が権限を受けていない企業にある数量の国営貿易管理貨物の輸出入業務を許可しているものは除く。国営貿易管理を実施する貨物及び授權される企業の名簿は、国務院対外貿易主管部門がそのほかの関連部門との間に確定、調整し、公表する。本条第一の規定に違反し、無許可に国営貿易管理を実施する貨物の輸出入をしようとする場合、税関はそれを通行させない。

第十二条 対外貿易経営者は、他人からの委託を受けて、経営範囲内での業務代理をし、関連業務を行うことができる。

第十三条 対外貿易経営者は、国務院対外貿易主管部門あるいは国務院のその他の関連部門が法により制定した規定に基づいて、関連部門にその対外貿易経営活動についての書類と資料を提出する。関連部門は書類提出者の商業秘密を守らなければならない。

第三章 貨物輸出入及び技術輸出入

第十四条 国は貨物及び技術の、自由な輸出入を認める。ただし、法律、行政法規に規定のあるものは除く。

第十五条 国務院対外貿易主管部門は、輸出入の監督検査した状況に基づき必要あるときは、一部の自由輸出入貨物に対し輸出入自動許可を実施し、目録を公表することができる。

自動許可を実施する輸出入貨物は、荷受人、荷送り人が税関に申告を出す前に、貨物輸出入の自動許可を申請した場合、国務院対外貿易主管部門あるいはその委託を受けた機構は、それを許可する。輸出入自動許可申請をしない場合、税関はそれを通行させない。

自由輸出入に属する技術の輸出入の場合は、国務院対外貿易主管部門あるいはその委託を受けている機構に契約書を登録をしなければならない。

第十六条 国は、次の各号の一に該当した場合、関連貨物、技術の輸入または輸出を制限し、禁止することができる：

- (一) 国の安全、社会公共利益または公共道徳を守るため、輸出入の制限または禁止する必要があるとき；
- (二) 人間の健康や安全の保護、動植物の生命や安全の保護、環境の保護のため、輸出入制限あるいは禁止する必要があるとき；
- (三) 金あるいは銀の輸出入の関連措置を講じるために、輸出入制限あるいは禁止する必要があるとき；
- (四) 国内供給不足あるいは自然資源を使い切る恐れがあり、輸出入制限あるいは禁止する必要があるとき；
- (五) 輸出先の国あるいは地域の市場の需要に限度があり、輸出を禁止する必要があるとき；
- (六) 輸出経営の秩序に厳重な混乱が生じ、輸出を制限する必要があるとき；
- (七) 国内の特定産業の確立、育成のため輸入を制限する必要があるとき；
- (八) いずれかの形態の農業、牧畜、漁業製品の輸入を制限する必要があるとき；
- (九) 国の国際金融地位及び国際収支バランスを保つため、輸入を制限する必要があるとき；
- (十) 法律、行政法規規定により、ほかに制限あるいは輸出入を禁止する必要があるとき；

(十一) わが国が締結、あるいは加盟している国際条約、協定の規定により、ほかに制限あるいは輸出入を禁止する必要があるとき。

第十七条 国は、国家安全を守るため、核分裂、核融合物質あるいはその延長線にある物質と関係ある貨物、技術の輸出入、または、武器と弾薬あるいはその他の軍用物資の輸出入に対し、必要に応じていかなる措置をとることができる。

また、戦争が起きた場合、あるいは国際平和と安全維持のため、貨物及び技術の輸出入においていかなる措置をとることができる。

第十八条 国務院対外貿易主管部門は、国務院のその他の関連部門との間に、本法第十六条と第十七条の規定により、輸出入貨物及び技術目録を制定、調整し、公表する。

国務院対外貿易主管部門、あるいは同部門が国務院のその他の関連部門と共同で、国務院の批准を経、本法第十六条と第十七条の規定範囲内において、前項に規定した目録以外の特定貨物、技術の輸出入を制限または禁止することを臨時に決定することができる。

第十九条 国は輸入あるいは輸出を制限する貨物に対し、輸出割当額、許可証などの方式で管理する；輸出に制限される技術に対しては、許可証管理に基づく。

割当額、許可証管理を実施する貨物及び技術は、国務院の規定により、国務院対外貿易主管部門あるいは同部門が国務院のその他の関連部門と共同で出した許可を得てからでないと、輸出入することは出来ない。

国は一部の輸入貨物に対し関税割当を実施して管理を行うことができる。

第二十条 輸出入貨物の割当額には、国務院対外貿易主管部門あるいは国務院のその他の関連部門が各自の職責範囲内において、公開、公平、公正及び効率の原則に基づいて行う。具体的方法は、国務院が規定する。

第二十一条 国は、統一した商品合格審査制度を実施し、関連法律、行政法規の規定により、輸出入商品に対し認証や検査、検疫などを行う。

第二十二条 国は、輸出入貨物に原産地管理を行う。具体的方法は、国務院が規定する。

第二十三条 文化財、野生動物、植物及び動植物産品等、その他の法律、行政法規に輸出入の禁止あるいは制限のあるものは、関連法律、行政法規の規定によってとりあつかう。

第四章 国際サービス貿易

第二十四条 中華人民共和国は、国際サービス貿易において、わが国が締結あるいは加盟している国際条約及び協定で承諾したことに基づき、その他の締結、加盟者に市場開放と国民待遇を与える。

第二十五条 国務院対外貿易主管部門及び国務院のその他の関連部門は、本法とその他の関連法律、行政法規の規定により、国際サービス貿易を管理する。

第二十六条 国は、次の各種理由により、国際サービス貿易を制限あるいは禁止することができる：

- (一) 国の安全、社会公共利益あるいは公共道德を守るため、制限または禁止する必要があるとき；
- (二) 人間の健康や安全の保護、動植物の生命や安全の保護、環境の保護のため、制限あるいは禁止する必要があるとき；
- (三) 国内の特定サービス産業の育成または速やか構築のため、制限あるいは禁止する必要があるとき；

- (四) 国家外貨収支バランスを保つため、制限する必要があるとき；
- (五) 法律、行政法規の規定により、ほかに制限あるいは禁止する必要があるとき；
- (六) わが国が締結あるいは加盟している国際条約、協定の規定により、制限あるいは禁止する必要があるとき。

第二十七条 国家の安全を守るため、国は、軍事にかかわる国際サービス貿易及び核分裂、核融合物質またはその延長線にある物質と関係ある国際サービス貿易に対し、いかなる措置をもとることができる。
戦争時または国際平和及び安全の維持のため、国は、国際サービス貿易に対しいかなる措置をもとることができる。

第二十八条 国務院対外貿易主管部門は、国務院のその他の関連部門と合同して、本法第二十六条と第二十七条及びその他の関連法律、行政法規の規定により、国際サービス貿易市場開放目録を制定、調整し、公表する。

第五章 対外貿易に関する知的財産権の保護

第二十九条 国は知的財産権の関連法律、行政法規に基づいて、対外貿易に関係ある知的財産権を保護する。
輸入貨物が知的財産権を侵害し、対外貿易秩序に危害を与える場合、国務院対外貿易主管部門は、一定の期間、権利を侵したものが生産、販売する関連貨物の輸入を禁止するなどの措置をとることができる。

第三十条 知的財産権者がライセンスを与えられた者からライセンス契約中の知的財産権の有効性に対する質疑提出の阻止、強制的なパッケージライセンスの実施、ライセンス契約書中に排他的なグランドバック条件を規定する等の行為の一があり、対外貿易の公平な競争秩序を害する場合、国務院対外貿易主管部門は、害をとりのぞく必要な措置をとることができる。

第三十一条 その他の国あるいは地域は、知的財産権保護において、中華人民共和国の法人、その他の組織または個人に国民待遇、あるいは中華人民共和国からの貨物、技術、サービスに知的財産権保護に有効な手段を提供出来ない場合、国務院対外貿易主管部門は、本法及びその他の関連法律、行政法規の規定、ならびに中華人民共和国が締結、加盟している国際条約及び協定に基づいて、相手国あるいは地域との貿易に対し、相応の必要な措置をとることができる。

第六章 対外貿易秩序

第三十二条 対外貿易経営活動中、独占禁止に関する法律や行政法規の規定に違反し、独占行為をしてはならない。

対外貿易経営活動中、独占行為を行い市場の公平な競争を害するものは、独占禁止に関する法律や行政法規の規定により処分する。前項の違法行為があり、また、対外貿易秩序を害するものには、国務院対外貿易主管部門は、害を除去するため、必要な措置をとることができる。

第三十三条 対外貿易経営活動中、商品の不当廉売、談合入札、虚偽広告、商業賄賂など不当な競争行為をしてはならない。

対外貿易経営活動中の不当な競争に対しては、不当競争に関する法律及び行政法規の規定により処分する。前項の違法行為があり対外貿易秩序を害するものには、国務院対外貿易主管部門は、当該経営者の関係貨物、技術の輸出入を差し止める等の措置をとり害を除くことができる。

第三十四条 対外貿易活動中、下記の行為をしてはならない：

- (一) 原産地ラベルの偽造、変造、輸出入貨物原産地証明書、輸出入許可証、輸出入割当額証明、その他の輸出入証明書類の偽造と変造あるいは売買；
- (二) 輸出戻し税を騙し取ること；
- (三) 密輸；
- (四) 法律、行政法規の規定による認証、検査、検疫を逃れること；
- (五) 法律、行政法規の規定に違反するその他の行為。

第三十五条 対外貿易経営者は、対外貿易活動の中、国家が制定した外国為替管理の規定を遵守しなければならない。

第三十六条 本法の規定に違反し、対外貿易秩序に害を加えた場合、国務院対外貿易主管部門は、その不法行為を社会に対して公開することができる。

第七章 対外貿易調査

第三十七条 対外貿易秩序を守るため、国務院対外貿易主管部門が自ら、あるいは同主管部門が国務院のその他の関連部門と合同して、法律、行政法規の規定により、下記のことを調査することができる：

- (一) 貨物の輸出入、技術の輸出入、国際サービス貿易が、国内産業及びその競争力に与える影響；
- (二) 国あるいは地域の貿易障壁に関連する事項；
- (三) アンチダンピングとセーフガードなどの対外貿易救済措置を法に基づき講じるべきか否かを決定するために必要な調査事項；
- (四) 対外貿易救済措置を逃れる行為；
- (五) 対外貿易において、国の安全利益に関わる事項；
- (六) 本法の第七条、第二十九条の第二項、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条第三項の規定を執行するために調査の必要がある事項；
- (七) その他対外貿易秩序に影響を与え、調査の必要がある事項。

第三十八条 対外貿易調査を発動する場合、国務院対外貿易主管部門が公告する。

調査は、書面アンケート、事情聴取、現地調査、委託調査などの方法によって行う。

国務院対外貿易主管部門は、調査結果に基づき調査報告を提出あるいは、対応策を作成し、ならびに公告発表する。

第三十九条 関連団体及び個人は、対外貿易調査に協力しなければならない。

国務院対外貿易主管部門及び国務院のその他の関連部門の関係担当者は、対外貿易調査をしたとき、調査により知りえた国家秘密及び商業秘密に対し守秘義務を負う。

第八章 対外貿易救済

第四十条 国は対外貿易調査結果により、適当な対外貿易救済措置をとることができる。

第四十一条 ほかの国あるいは地域の産品が、正常価格より低い価格で、わが国市場に輸入され、わが国が育成した産業に実質的な損害や脅威を与えるか、または、わが国産業の確立を実質的に妨げる場合、国は、この種の損害あるいは損害の脅威あるいは阻害を除くためにアンチダンピング措置をとることができる。

第四十二条 他の国あるいは地域の産品が、正常価格より安く、第三国市場に輸出されたため、わが国が育成した産業に実質的な損害をあたえるかあるいは実質的な脅威を生じた場合、あるいはわが国の国内産業の確立を実質的に妨げる場合、国内産業界の要請に応じて、国務院対外貿易主管部門は、当該第三国政府と相談し、妥当な措置を講じるよう求めることができる。

第四十三条 輸出国あるいは地域から、なんらかの形式の補償を直接または間接的に受け入れた輸入品が、すでに構築された国内産業に損害を与えるかあるいは実質的な脅威を生じた場合、あるいは国内産業の確立を実質的に妨げる場合、国は、補償反対措置をとることにより、こうした損害または損害の恐れを取り除くか軽減することができる。

第四十四条 輸入品の数が大量に増加したため、同じ産品あるいは直接競合する産品を製造する中国国内産業に重大な損害あるいは重大な損害を与える恐れがある場合、国は必要な保障措置を講じることにより、こうした損害または損害の恐れを取り除くか軽減し、当該産業界に必要な支援を提供することができる。

第四十五条 他の国あるいは地域の貿易サービス提供者が、わが国に提供するサービス量が増加したため、同じサービスあるいは直接競合する中国国内の産業に損害または損害を与える恐れがある場合、国は必要に応じてこうした損害または損害を与える恐れを取り除くか軽減する措置をとることができる。

第四十六条 第三国の輸入制限により、ある産品が大量にわが国に進入したことによって、すでに構築した中国国内産業に損害または損害を与える恐れがある、あるいは、国内産業の確立を妨げる場合、国は必要に応じて救済措置をとることによって、当該産品の輸入を制限することができる。

第四十七条 中華人民共和国との間に、経済貿易条約または協定を締結し、あるいは共同で加盟している国および地域が、条約及び協定の規定に反したため、中華人民共和国が当該条約や協定によって得られる利益を喪失または受損し、あるいは条約、協定の目標実現を妨げる場合、中華人民共和国政府は、関連する国または地域政府に相当の補償措置を講じるよう要請する権利を有し、関連条約及び協定の中止または関連義務の履行を取りやめることができる。

第四十八条 国務院対外貿易主管部門は、本法及びその他の関連法律の規定に基づいて、対外貿易を行う両国間または多国間において、相談、ネゴシエーションによって、紛争の解決にあたる。

第四十九条 国務院対外貿易主管部門及び国務院のその他の関連部門は、貨物輸出入、技術輸出入または国際サービス貿易についての応急措置システムを構築し、対外貿易を行う中で生じる突発事故や異常に対応し、国家経済の安全を維持する。

第五十条 国は、本法の規定した対外貿易救済措置を回避する行為に対し、必要に応じて、反回避措置をとることができる。

第九章 対外貿易の促進

第五十一条 国は、対外貿易発展戦略を制定し、対外貿易促進メカニズムを構築し、完備する。

第五十二条 国は、対外貿易発展の必要に応じて、対外貿易サービス金融機関を設立、完備し、対外貿易発展基金及びリスク基金を設ける。

第五十三条 国は、輸出入の信用貸し、輸出信用保険、輸出戻し税及びその他の対外貿易促進方法を通して、対外貿易を発展させる。

第五十四条 国は、対外貿易の公共情報サービスシステムを設け、対外貿易経営者及び一般向けに情報サービスを提供する。

第五十五条 国は、対外貿易経営者が国際市場を開拓することを奨励するほか、海外投資、海外工事の請負、労務協力などさまざまな方法を採用して、対外貿易を発展させる。

第五十六条 対外貿易経営者は、法によって関連協会や組合を創立し参加することができる。関連協会及び組合は、法律、行政法規を遵守し、定款に基づいて、成員に対し対外貿易に関する生産、販売、情報、教育などのサービスを提供し、強調と自律能力を発揮し、法により対外貿易救済措置の申請を提出し、成員及び産業界の利益を守る。また、政府関連部門に成員の対外貿易に関する提案を反映させ、対外貿易促進活動を行う。

第五十七条 中国国際貿易促進組織は、定款により、対外連絡や展示会の開催、情報提供、コンサルティング、その他の対外貿易促進活動を行う。

第五十八条 国は中小企業の対外貿易の展開を援助し促進する。

第五十九条 国は民族自治区と経済の発達していない地域の対外貿易に援助し促進する。

第十章 法律責任

第六十条 本法の第十一条の規定に違反し、無許可に国営貿易管理を実施する貨物を輸出入をしたものに対しては、国務院対外貿易主管部門あるいは国務院のその他の関連部門は、それに五万元以下の罰金を科し、重大な違反行為である場合、行政処罰が発効した日から三年以内に、違法行為をしたものが従事する国営貿易管理貨物の輸出入申請を受理しない、あるいは国営貿易管理貨物の輸出入権利を撤廃することができる。

第六十一条 輸出入を禁止された貨物を輸出入し、あるいは、無許可に輸出入を制限された貨物を輸出入した場合、税関は、関連法律、行政法規の規定により対処し、処罰する。罪となる場合、法によって刑事責任を追求する。輸出入を禁止された技術を輸出入し、無許可に輸出入を制限された技術を輸出入したものに対しては、関連法律、行政法規の規定により対処し、処罰する。法律、行政法規に規定されていない場合、国務院対外貿易主管部門は、それを改正するよう命じるほか、不法所得を没収し、不法所得の一倍以上、五倍以下の罰金をする。不法所得がない場合、あるいは、不法所得が一万元に満たない場合は、一万元以上、五万元以下の罰金を科する。罪となる場合、法によって刑事責任を追及する。

前二項の規定による行政処罰が発効した日、または刑事処罰の言い渡しが発効した日から起算して、国務院対外貿易主管部門あるいは国務院のその他の関連部門は、三年の間、違法行為があったものが提出し輸出入割当額または許可証の申請を受理しない、あるいは、違法行為をしたものに一年以上、三年以下の期間、関

連する貨物または技術の輸出入業務を禁止することができる。

第六十二条 禁止された国際サービス貿易に従事し、または、無許可に制限された国際サービス貿易に従事する

ものには、関連法律、行政法規の規定に基づいて処罰をする。法律、行政法規に規定されていない場合、国務院対外貿易主管部門は、それを改正するよう命じ、不法所得を没収し、不法所得の一倍以上、五倍以下の罰金を科する。不法所得がない、あるいは、不法所得が一万元に満たない場合は、一万元以上、五万元以下の罰金をする。罪となる場合、法によって刑事責任を追及する。

国務院対外貿易主管部門は、違法行為をしたものに対して、前項に規定されている行政処罰の発効した日、あるいは刑事処罰が言い渡された日から起算して、一年以上、三年以下の期間関連する国際サービス貿易活動への従事を禁止することができる。

第六十三条 本法第三十四条の規定に違反した場合、関連法律、行政法規の規定により処罰する；罪となる場合、法によって刑事責任を追及する。

国務院対外貿易主管部門は、前項に規定した行政処罰決定日、または、刑事処罰の言い渡しが発効した日から起算して、一年以上、三年以下の期間、違法行為をしたものに、関連する対外貿易経営活動を禁止することができる。

第六十四条 本法第六十一条から第六十三条までの規定により、関連する対外貿易経営活動への従事を禁止された場合、その禁止される期間、税関は、国務院対外主管部門が禁止決定したことに基づき、当該対外貿易経営者が取り扱う関連輸出入貨物の通関手続きを受理せず、外貨管理部門あるいは外貨指定銀行は関連する決算、両替の手続きをしない。

第六十五条 本法により対外貿易管理業務に責を負う部門の担当者が、職務怠慢、汚職あるいは職権濫用のために罪を犯した場合、法に基づき刑事責任を追求する；罪とならない場合、法により行政処分を与える。

本法により対外貿易管理業務に責を負う部門の担当者が、職権を利用して、他人の財物を強要したり、または、他人の財物を非法に受け入れ、他人のために利益をはかろうとして罪となった場合、法により刑事責任を追及する。罪とならない場合、法によって行政処分を与える。

第六十六条 対外貿易経営活動当事者は、本法により対外貿易管理業務に責を負う部門が行った行政行為に不服のある場合、法によって再審議の要請、または、人民裁判所に行政訴訟を提起することができる。

第十一章 附 則

第六十七条 軍事用品、核分裂及び核融合物質、または、その延長線にある物質に関する対外貿易管理及び文化財の輸出入管理は、法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定によって行う。

第六十八条 国は、辺境地域と隣接国の辺境地域との間に行われる貿易、及び辺境民間貿易に対して、柔軟な措置を講じ、優遇政策や便宜を図る。具体的方法は、国務院が規定する。

第六十九条 中華人民共和国の単独関税区は、本法を適用しない。

第七十条 本法は、2004年7月1日から施行する。